平成２６年（フ）第２２８号
広島市東区戸坂新町２丁目13番24―104号
債務者　品川　幸栄（旧姓常石）
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７４号
広島市安佐南区中筋２丁目５番30―301号
債務者　平田ヤスコ
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２４号
広島市安佐南区高取北１丁目33番12号
債務者　矢島和津子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８３号
福岡県宗像市朝野243番地
債務者　七ツ矢貴子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２号
福岡県大川市大字坂井870番地５都アパート８号
債務者　相浦千代子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
大分県中津市大字宮夫240番地５　アドバンスＩ310
債務者　中島　春美
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第９５号
山梨県中央市布施3306番地　グレースＤ―１―２
債務者　佐藤　一法
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
山梨県韮崎市栄１丁目２番10号　サンコーポラス栄住宅１棟210号
債務者　甲田　　涼
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
岐阜県羽島市正木町曲利17番地４　和楽荘
債務者　堀　　久元
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１４２号
岐阜県美濃市生櫛1318番地
債務者　須田　仁巳
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１５３号
岐阜県関市小瀬1610番地１　ア・ドリーム小瀬103
債務者　石木　紀好
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
愛媛県喜多郡内子町城廻504番地
債務者　藏本　美佐
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第１７号
高知県四万十市中村羽生小路30番地
債務者　大塚　和志
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１８号
高知県宿毛市橋上町楠山1120番地７
債務者　坂口　真一
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第２８号
岐阜県可児市中恵土2359番地188
債務者　倉橋　克明
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１４８号
名古屋市南区呼続３丁目９番13号
債務者　外山　咲子
1　決定年月日時　平成26年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８号
三重県名張市つつじが丘北７番町139番地
債務者　土肥　実央（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第３９号
滋賀県彦根市高宮町1157番地
債務者　馬場　和子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大津地方裁判所彦根支部